

学位論文題名

看護基礎教育における看護倫理の教授法に関する研究

学位論文内容の要旨

本研究の目的は、看護学教育において重要性が言われながらも方法論的検討の進んでいない看護倫理の指導体系の確立に向けて、看護実践の現実を反映した教育内容の指導によって最も基礎的な認識形成の可能性を示すことである。具体的には、①看護学教育カリキュラムにおける看護倫理教育の課題を歴史的・社会的に描き出し、研究の位置を明確化する、②人間の本質・看護の本質を担う看護実践の構造と諸条件に規定される現実から看護倫理の教育内容を導出する、③教育内容を授業に実現するための授業プランを、対象学生の諸特性を踏まえた教材構造をもとに作成する、④授業プランに基づく授業を介して、予想通りの認識形成が為されたかどうかを検証し妥当性を判断する、の4点である。これらの課題への取組みに際しては、北大教授学グループによる科学的認識の形成過程の仮説、徳目主義に対する道德教育研究の成果など教育学の知見を意識的に採り込み、新しい看護倫理教育のあり方を提案する。

本研究の成果は、上記に対応する4点に要約できる。

1. 看護倫理教育の歴史的変遷と看護学教科書、授業実践を批判的に検討し、相互に関連するいくつかの課題を抽出した。すなわち、看護倫理の教育内容が未検討のまま、①善行・無害・公正・誠実などの倫理原則を並列する、医療倫理・生命倫理など医学領域に傾斜した教育内容で代替している、②看護実践の歴史的・社会的な現実を見据えた教育が行われておらず、社会と隔離した看護倫理を固定的に捉える徳目主義の傾向が見られる、③看護倫理に関するカリキュラム上の理念が不明確なまま単発的・散発的に行われている、の大きく3点である。ここから看護倫理の教育内容を看護及び人間の本質を基軸とする看護実践の構造によって導く、看護実践の科学性と倫理性の統一を目指す指導過程を組織する本研究の基本視点が描かれた。

2. 看護及び人間の本質を担う看護実践の構造と諸条件に規定される現実から、看護倫理の教育内容を導いた。人間の本質については教育学の領域から須田 [2004] による人間の本質規定を、看護の本質(「看護であるもの」)についてはナイチンゲール [1860] の看護論を再構成して抽出した。看護実践の構造としては、i) 人間の生命活動を支える看護、ii) 共同体で生きる人間の生命活動を共同的に支える看護、iii) 歴史的・社会的に存在する人間の生命活動を支える看護、という3側面を定立した。これらをもとに人間らしさを追求する看護本来のあり方と必ずしもそれが実現されていない現実を結ぶ諸条件、a) 生命活動を支える看護者の専門性、b) 看護に係わる人々の関係性、c) 社会的な諸制度や組織のあり方を示すとともに、人間らしさを脅かす「看護の落度」(ナイチンゲール)、看護者としての主体形成などを教育内容として抽出した。

3. 上記の教育内容を、学生に理解可能な順序という原理によって統合し、指導過程の論理的脈

絡を明らかにした。その際、看護学教育では不問であった教育内容と教材の区別、科学的認識の形成過程における実体的イメージなど教授学の所説〔高村 1984〕を採り込み、看護基礎教育におけるひとまとまりの単元として授業に実現するための教材構造を組織した。また、教育内容の科学性、教材構造の現実性など、藤田〔2000〕らによる道德教育の論点を積極的に活用した。

このような教育内容・教材構造を授業に実現するために、学生の認識の直接的な対象となる授業プランを作成した。授業プランは教材構造を学習事例と発問、説明等のレベルに具体化し、グループ討議で展開する設定とした。グループ討議には科学的認識の形成過程における歴史的・社会的過程の社会的・空間的な相を体現するとともに、倫理を担う人間の実践としての意味を付与した。授業プランは歴史的・社会的に作られた諸課題を含む典型的かつ基礎的な事例を介して、学生が今後看護倫理を発展させていくための基本枠を提供することをねらいにおいた。

看護実践を規定する現実的条件を暴き出し、看護であるものを実現する看護倫理を学ばせる教材は、看護過誤判例をもとに構成した。授業プランでは過誤判例の中から、褥瘡裁判（昭和 49 年入院・54 年死亡、昭和 55 年提訴・59 年原告敗訴）が典型的かつ基礎的な事例に最適と考え選択した。授業プランは裁判過程に沿った 4 局面の学習事例、各局面に 1 つ以上計 6 つの発問と解説、導入とまとめの講義で構成した。

学習事例 1 では入院から死亡に至る事実経過を提示し、看護に対する常識的な見方・考え方を覆すとともに現実に対する感性的なイメージを形成する。学習事例 2 では当時の病院の看護体制を示し、看護の落度と看護体制との関係を見せさせて社会的条件に規定される現実の一側面を暴く。学習事例 3 では被告側証言のポイントを示し、看護の専門性と看護者-医師関係から実践の現実を多面的に把握させ、諸条件の相互関連によって作られる課題を明らかにする。学習事例 4 では学生の予想を裏切る一審判決の主要部分を示し、看護に対する当時の社会的評価を把握させるとともに、看護実践の改善・改革への展望と看護者としての主体形成の方向を考えさせる。

4. 上記のプランに基づく授業（A 大学看護学科 2 年生 57 名）を実施（2004 年、授業者は筆者）し、予想通りの認識形成が為されたかどうかを検証した。評価は、授業過程の記録、授業ごとの感想文、授業終了後の課題文、事後アンケートを対象に、主に質的に、一部量的把握を加えて行った。アンケート（回収 54 名）では、①授業を通しての学び、②学習事例の内容、③グループ討議の効果について自由記述を求めた。①では、ほぼ教材構造に即した内容が 1 人当たり複数項示されていた。②学習事例に対する肯定的評価は有効回答 48 名中 46 名から、③グループ討議に対しては有効回答 52 名全員が肯定的評価を与えており、授業は多くの学生から支持されていた。また、最終的に形成された認識内容を課題文（57 名）で見たところ、看護実践の抱える諸課題を解決する必要性と改善・改革の方向性、実践主体としての自覚が 57 名中 52 名に認められた。

以上より、看護倫理の基本枠の形成はほぼ実現できており、授業プランは妥当性を持ちっていると評価された。また、授業過程で展開したグループ討議と発表、意見交換は、看護倫理に対する学生の認識を深化・発展させる契機となっており、科学的認識の対象反映的過程と歴史的・社会的過程の相互連関を意図的に採り込んだ授業過程の効果が認められた。

以上より、本研究の試みは新しい看護倫理教育のあり方を提案するとともに、教育学の知見に基づく教育方法の探求が看護学の自立と発展、看護学教育の改善につながることを示された。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 須 田 勝 彦
副 査 准教授 大 野 栄 三
副 査 准教授 大 竹 政 美
副 査 教 授 菅 岡 強 司 (熊本大学大学教育機能
開発総合研究センター)

学位論文題名

看護基礎教育における看護倫理の教授法に関する研究

看護学教育は本来、教育学と密接な関わりがあるにもかかわらず、実際には両者の学問的關係はきわめて疎遠だった。本研究は、看護学教育を教育学、とりわけ教授学の基礎の上に建設する新しい試みである。論文は看護学教育カリキュラム、看護倫理の教育内容構成の基礎理論、基礎看護教育における看護倫理の単元構成、授業実践に基づく授業過程の評価など、多岐に涉っているが、成果は相互に関連しあう次の5点に要約される。

第1に、看護学教育における看護倫理の教育に関する研究が、その重要性にもかかわらず未開拓であることを示した。看護倫理に関する教育内容の考察を不問にしたまま医療倫理一般の教育で代替するもの、いくつかの原則(善行・正義・自律・誠実・忠誠など)が並列されたものなども見られ、看護実践の構造に即して教育内容を構成する試みは殆んど見られない。しかし、看護倫理教育構築に向けた貴重な実践もいくつか試みられており、本研究の手がかりとなっている。

第2に、看護倫理教育が徳目の羅列となる現状を批判する課題と関わって、教育学研究の領域における1958年学習指導要領の「特設道徳」をめぐる教育状況を基底とした大橋の研究、及び現在の教育状況における道徳教育のあり方に関する藤田らによる徳目主義の批判の論点が積極的に活かされ、そこから看護実践における科学性と倫理性の統一という本研究の基本視点が導かれた。

第3に、看護倫理の教育内容を、看護及び人間の本質から導く試みがなされた。人間の本質については教育学の領域における高村、須田らによる人間の本質規定を、看護の本質については、看護実践の領域におけるナイチンゲールの看護論を検討しながら再構成を行い、次のような教育内容が抽出された。看護の本質としてはi)人間の生命活動を支える看護、ii)共同体で生きる人間の生命活動を共同的に支える看護、iii)歴史的・社会的に存在する人間の生命活動を支える看護という3側面を定立した。それと対応して現象形態(看護実践を規定する現実的諸条件)としては、i)「看護でないもの」(ナイチンゲール)

の存在、ii) 看護の現実的諸条件、iii) 看護の改善、改革の課題と看護の主体としての自覚、などを抽出している。

第4に、教授学における柴田、高村らによる教育内容と教材の概念的区別、高村による一般化の形成に関する実体的イメージの有効性、などの成果を看護基礎教育の領域で具体化し、上記に設定された教育内容を、基礎看護教育におけるひとまとまりの単元として授業に実現するための教材構成（事例と発問の系列）を中心にグループ討議を組織する指導プランが作成された（A 大学保健医療学部2年次学生57名、授業は著者による）。

「看護実践を規定する現実的諸条件」を学習者に発見させる手立てとしての教材は、看護過誤判例を基に構成された。指導プランでは看護過誤判例の中から、褥瘡裁判（昭和49年入院、昭和54年死亡、55年損害賠償請求）が上の目標に最適と判断された。学習事例1では入院から死亡に至る褥瘡の進行の概要を示し、2つの発問とグループ討議を通して看護への怒りや疑問を喚起するとともに褥瘡に関する基礎的な事実を学習する。学習事例2でこの時期の病院の看護体制を示し、そこに存在する問題を発見させる。学習事例3では被告側証言のポイントとなる部分を提示し、看護者の責任と、医師と看護者との関係など多面的に問題の所在を明らかにする。学習事例4では1審判決の主要部分を提示し、看護に関する当時の社会意識を知るとともに、これからの看護者の主体形成に向かう方向を考えさせる。最後の発問は、判決要旨に対する批判である。

第5に、このプランによる授業の評価が、学生の到達点の多様さに規定され、主として質的に、大まかな様子を知るために一部量的に評価が行われた。

事後アンケートでは、①本単元の授業で学んだこと、②授業で用いられた学習事例の使い方、③グループ討議の有効性について自由記述を求めた。①には、このプランが教育内容として設定した各事項について一人あたり複数項が挙げられていた。②学習事例への肯定的評価は46/48、③グループ討議への肯定的評価は52/52と、多くの学生がこの単元の学習を歓迎していた。

授業過程の主要部分はグループ討議と発表、及び発表に対する質疑であり、それぞれが学生自身の豊かな表現性において「学びあい」の場となっていたことが示された。

これらの成果は看護倫理教育研究への重要な足場を築いたものであり、よって著者は北海道大学博士（教育学）の学位を授与される資格があると認める。